

「妊婦のための支援給付」補足

(1) 給付金全般について

- ① 給付金は、妊娠の診断（胎児心拍の確認）がされれば、妊娠の転帰にかかわらず2回受けられる、という理解でよいか？

➡そのとおりです。

胎児心拍が確認された時点で、リーフレットをお渡しして給付金についてご説明いただくとよいと思います。

- ② 胎児心拍の確認は「医師の診断」のみに限られるのか？

➡医師でなくても可となりました。

子ども・子育て支援法施行規則においても「医師等」に改められました。

(2) 診断書

- ① 診断書は全例に出す必要があるか？

➡全例に出す必要はありません。

給付金の申請が2回に分けて行われる場合には、1回目の申請の際、妊婦の自己申告と保健師等との面談によって妊娠の事実が確認できたものと判断されますので診断書は必要ありません（流産・中絶の場合も同じです）。妊娠の自己申告が行われないまま流産や人工妊娠中絶に至り、手術後にまとめて2回分の申請が行われる場合には診断書が必要になります。

- ② 診断書料は取れるのか？

➡医療機関の判断で徴収可能です。

- ③ 「流産になった日」の記載

➡「流産（または死産）と診断した日」を記載してください。

(3) 人工妊娠中絶について

- ① 人工妊娠中絶の場合のリーフレットは？

➡流産・死産の方のためのリーフレット（「給付金と相談窓口のご案内」）を使用してください。

- ② 中絶の場合も2回の給付金が支給されるのか？

➡支給されます。

「Q&A 3」に詳しく説明されていますのでご参照ください。